

令和8年2月定例会

総務委員会資料

(総務部)

議案第33号 秋田市行政手続条例の一部を改正する件

秋田市行政手続条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を秋田市公告式条例(昭和25年秋田市条例第26号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任するこ</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨の告示を市の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任するこ</p>

<p>とができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第16条～第20条 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第14条第3項および第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項および第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>第22条～第27条 (略)</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第28条 第14条第3項および第4項ならびに第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、同条第4項中「第1項第3号および第4号」とあるのは「第27条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 行政指導</p> <p>以下 (略)</p>	<p>とができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第16条～第20条 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。</p> <p>第22条～第27条 (略)</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第28条 第14条第3項および第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同項第3号および第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第28条において準用する<u>第14条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 行政指導</p> <p>以下 (略)</p>
---	--

議案第34号 秋田市職員給与条例の一部を改正する件

秋田市職員給与条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
第1条～第12条の2 (略) (特殊勤務手当) 第13条 (略) 2 特殊勤務手当は、次の表に掲げるとおりとする。				第1条～第12条の2 (略) (特殊勤務手当) 第13条 (略) 2 特殊勤務手当は、次の表に掲げるとおりとする。			
区分	種 類	手 当 額	支 給 範 囲	区分	種 類	手 当 額	支 給 範 囲
(略)				(略)			
21	危険鳥獣捕獲等作業手当	日額 1,640円以内	危険鳥獣の捕獲もしくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものに従事する職員				
3 (略) 以下 (略)				3 (略) 以下 (略)			

秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件について（議案第35号）

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正（令和6年法律第22号）等に準じ、市が支給する旅費の種目および内容について改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

1 条例改正の趣旨

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化および支給対象の見直しを行うほか、適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるもの

2 主な改正内容

(1) 宿泊料金の上限付き実費支給への変更（**第13条**）

定額（13,100円等）としている宿泊料金につき、名称を宿泊費に改めるとともに、都道府県ごとに上限付き実費支給（例：東京都 19,000円）とする。

(2) 日当の廃止および宿泊手当の新設（**第15条**）

昼食等に充てる日当（定額2,600円等）を廃止し、夕朝食代等のための宿泊手当（一律2,400円）を定める。

(3) 消防団員が旅行する場合の費用弁償額に係る改正（**第2条関係**）

団長や分団長といった区分にかかわらず、一般職の職員に支給する旅費の額に準じることとする。

(4) 法律、県条例に合わせた規定の整備

旅費条例は昭和28年の設定から長期間が経過していることから、国や県に準じ規定を整備する。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第35号 秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件

秋田市職員等の旅費に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条（略） （用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その<u>在勤公署</u>（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者もしくはその委任を受けた者（以下「<u>旅行命令権者</u>」という。）が認める場合には、<u>その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) 赴任 採用された職員のうち、規則で定める者がその採用に伴う移転のため住所もしくは居所から<u>在勤公署</u>に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため<u>旧在勤公署</u>から<u>新在勤公署</u>に旅行することをいう。</p> <p>(3) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合に<u>おいて、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</u></p> <p>(4) 家族 職員の配偶者（届出をしないが<u>事実上婚姻関係と同様の事情</u>にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(5) （略）</p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該</p>	<p>第1条（略） （用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において<u>次の各号</u>に掲げる用語の意義は<u>次のとおり</u>である。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その<u>在勤庁</u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) 赴任 採用された職員のうち、規則で定める者がその採用に伴う移転のため住所もしくは居所から<u>在勤庁</u>に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため<u>旧在勤庁</u>から<u>新在勤庁</u>に旅行することをいう。</p> <p>(3) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが<u>事実上の婚姻関係と同様の事情</u>にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で主として職員の収入によって<u>生計を維持しているもの</u>をいう。</p> <p>(4) （略）</p> <p>2 この条例において「<u>何級の職務にある者</u>」という場合には、<u>秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第3条第2項第1号アに規定する行政職給料表(1)による当該級の職務にある者とし、行政職給料表(1)の適用を受けない者については、別に定めるこれに相当する職務にある者をいうものとする。</u></p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼</p>

当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号、第3号もしくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 （略）

5 第1項、第2項および前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。次条および第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項および第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条および次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

又は要求により、公務を遂行するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給することができる。

3 （略）

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に旅行命令もしくは旅行依頼を変更（取消しを含む。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が別に定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が別に定める金額を旅費として支給することができる。

（普通旅費の種類）

第4条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行

<p>2 <u>旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</u></p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</u> <u>(旅行命令等に従わない旅行)</u></p>	<p><u>について路程に応じ1キロメートル当りの定額により支給する。</u></p> <p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</u></p> <p><u>(特殊旅費の種類)</u></p>
<p>第5条 <u>旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</u> <u>(旅費の計算)</u></p>	<p>第5条 <u>特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び日額旅費とする。</u></p> <p>2 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。</u></p> <p>3 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p>4 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</u></p> <p>5 <u>日額旅費は第19条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。</u></p> <p><u>(旅費の計算)</u></p>
<p>第6条 <u>旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第18条までに定める種目および内容に基づき、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。</u></p> <p><u>(路程計算)</u></p>	<p>第6条 <u>旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p> <p><u>(路程計算)</u></p> <p>第7条 <u>旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行う。</u></p> <p>(1) <u>鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程</u></p> <p>(2) <u>水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程</u></p> <p>(3) <u>陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明さ</u></p>

れた路程

2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算しがたい場合には、同項第1号又は第2号の規定にかかわらず、同項第3号の規定に準じて計算することができる。

3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを基点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空路とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場を基点とすることができる。

(旅行日数)

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

(日当および宿泊料の定額の変動)

第9条 1日の旅行において、日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(区分計算)

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して計算する。

(証人等の旅費)

第10条の2 第3条第3項の規定により支給する旅費は、市長が別に定める。

(旅費の請求手続)

第10条の3 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者および概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者および概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添

えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 (略)

3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支払担当者は、支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第2項および第3項に規定する期間ならびに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(旅費の種目および内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費および家族移転費とし、これらの内容については、次条から第18条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道および軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項および第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（規則で定める特別職の職員（次項および次条において「特別職の職員」という。）に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 (略)

3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項および第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（特別職の職員に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項および次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金および座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃および前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金および前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第11条の2 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃および棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）および寝台料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 市長、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者又はこれらに相当する職務にある者については、上級の運賃

イ 8級以下の職務にある者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 市長、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者又はこれらに相当する職務にある者については、上級の運賃

イ 8級以下の職務にある者については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃)

第11条の3 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第12条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

<p>2 前項第3号に掲げる費用のうち自己又はその家族の私用に供する自動車その他の市長が認めるものによる移動に直接要する費用の額は、路程1キロメートルにつき規則で定める額とする。</p>	
<p>(宿泊費)</p>	<p>(日当)</p>
<p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情および旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p>	<p>第13条 日当の額は、別表第1の定額による。 2 第4条第6項の規定にかかわらず、秋田県内の市町村への旅行に係る日当は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合は、この限りでない。</p>
<p>(包括宿泊費)</p>	<p>(宿泊料)</p>
<p>第14条 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費の額ならびに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p>	<p>第14条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。 2 水路旅行中における宿泊料は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸して宿泊した場合に限り支給する。</p>
<p>(宿泊手当)</p>	<p>(食卓料)</p>
<p>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</p>	<p>第15条 食卓料の額は別表第1の定額による。 2 食卓料は、船賃の外に別に食費を要する場合又は船賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。</p>
<p>(転居費)</p>	<p>(移転料)</p>
<p>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</p>	<p>第16条 移転料の額は次に掲げる額による。 (1) 赴任の際扶養親族を新在勤地に移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額 (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額 (3) 赴任の際扶養親族を新在勤地に移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を新在勤地に移転する場合には前号に規定する額に相当する額</p>
<p>(着後滞在費)</p>	<p>2 前項第3号の場合において、扶養親族を新在勤地に移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は扶養親族を新在勤地に移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。 3 市長は公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間は延長することができる。</p>
<p>第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、規則で定める方法により算定される額とする。</p>	<p>(着後手当) 第17条 着後手当の額は別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。但し、赴任に伴う移転の路程が50キロメー</p>

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号および次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用および家族移転費に相当するものを加えるものとする。

トル未満の場合には、別表第1の日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第18条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。但し、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除く外、第16条第1項第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について、前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第19条 日額旅費は次の各号に掲げる旅行について第4条第1項に掲げる旅費に代え定額をもって支給する。

(1) 測量、土木營繕工事、巡察その他これらに類する目的のため引続き7日を超える旅行

(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため同一の用務地に引続き7日を超えて滞在する旅行

(3) 前2号に掲げる旅行を除く外、その職務の

<p>3 <u>旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p>	<p><u>性質上常時出張を必要とする職員の旅行及び市長が日額旅費を支給することを適当と認め</u> <u>た旅行</u></p>
<p><u>(遺族の旅費)</u></p>	<p>2 <u>日額旅費の額、支給条件及び支給方法は規則で定める。但し、その額は当該日額旅費の性質に応じ、別表第1に定める基準の額を超えることができない。</u></p>
<p>第20条 <u>第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p>	<p><u>(在勤地内旅行の旅費)</u> 第20条 <u>在勤地内の旅行については、別表第1に規定する定額の範囲内で別に定める額の旅費を支給する。</u></p>
<p><u>(証人等の旅費)</u></p>	<p>2 <u>赴任に伴う在勤地内の旅行については、旅費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。但し、命令により居所を移転した場合は別表第2の移転料の範囲内で実費を支給する。</u></p>
<p>第21条 <u>第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、別に定めるものとする。</u></p>	<p><u>(退職者等の旅費)</u> 第21条 <u>旅行中に退職、解職、休職又は死亡した者には在勤地に至る前職務相当の旅費を支給する。但し、刑事裁判又は懲戒処分により解職又は休職された者はこの限りでない。</u></p>
<p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p>	<p><u>(遺族の旅費)</u> 第22条 <u>職員が旅行中に死亡した場合には、遺族が当該旅行をした場合に限り死亡地から死亡前の在勤地までの往復に要する前職相当の旅費を支給する。</u></p>
<p>第22条 <u>鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（第12条第2項に規定する費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号および第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条および第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p>	<p>2 <u>遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は第2条第1項第4号に掲げる順序による。同順位者がある場合には年長者を先にする。</u></p>
<p>2 <u>宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条および第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p>	<p><u>(旅費の調整)</u></p>
<p><u>(旅費の調整)</u> 第23条 <u>旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p>	<p>第23条 <u>市長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p>

<p>2 <u>旅行命令権者</u>は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、<u>市長に協議して定める旅費を支給することができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定を適用して旅費を調整する場合の統一的な基準</u>は、市長が別に定める。 (旅費の特例)</p>	<p>2 <u>市長</u>は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、<u>別に定める旅費を支給することができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定の統一ある適用を図るため必要な事項</u>は、市長が別に定める。 (旅費の特例)</p>
<p>第24条 <u>旅行命令権者</u>は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項もしくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項もしくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費もしくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給する。 (旅費の返納)</p>	<p>第24条 <u>市長</u>は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項もしくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項もしくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費もしくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給する。</p>
<p>第25条 <u>支払担当者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。</u></p> <p>2 <u>旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u> (外国旅行の旅費)</p>	<p>第25条 <u>外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用する。この場合において、準用上必要な事項については市長が別に定める。</u> (委任)</p>
<p>第26条 外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用する。この場合において、準用上必要な事項については市長が別に定める。 (委任)</p> <p>第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第26条 この条例の<u>施行</u>に関して必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>附 則 1～3 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略) 4 8級以下の職務にある者の特別車両料金は、<u>公務上の特別の事情により旅行する場合を除き、当分の間、第11条第1項第3号の規定にか</u></p>

4 (略)

かわらず、鉄道賃の額の算定に含めないものと
する。

5 (略)

別表第1 および別表第2 別紙のとおり

別表第1（第13条—第15条、第17条、第20条関係）

区分	日 当 (1日 に つ き)	宿泊料（1夜につ き）		食卓料 (1夜に つき)
		甲地方	乙地方	
市長、副市長、 常勤の監査委員 および地方公営 企業の管理者又 はこれらに相当 する職務にある 者	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
8級以下3級以 上の職務にある 者	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
2級以下の職務 にある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、秋田県の地域以外の地域をいい、乙地方とは、秋田県の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第2（第16条、第20条関係）

区 分	鉄 道 50キロ メートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 以上 100キ ロメー ートル未 満	鉄 道 100キ ロメー ートル以 上300 キロメ ートル未 満	鉄 道 300キ ロメー ートル以 上500 キロメ ートル未 満	鉄 道 500キ ロメー ートル以 上1,000 キロメ ートル未 満	鉄 道 1,000 キロメ ートル以 上1,500 キロメ ートル未 満	鉄 道 1,500 キロメ ートル以 上2,000 キロメ ートル未 満	鉄 道 2,000 キロメ ートル以 上
7 級 以 上 の 職 務 に あ る 者	円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000	円 292,000	円 306,000	円 328,000	円 381,000
6 級	円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000

以下
の
職
務
に
あ
る
者

備考 路程の計算については、水路および陸路の4分の
1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみな
す。

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 職務のため旅行するときの費用弁償額は、秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）<u>の規定により一般職の職員に支給する旅費の額に準じ、その支給方法については、同条例の規定を準用する。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 職務のため旅行するときの費用弁償額は、秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）<u>別表第1中、団長、副団長、分団長、副分団長および部長については、8級以下3級以上の職務にある者、その他の団員については、2級以下の職務にある者の額にそれぞれ準じ、その支給方法については、同条例の規定を準用する。</u></p> <p>以下（略）</p>

窓口における各種手続の受付時間の短縮について

1 経緯

業務改善に資する取組に関し職員から広くアイデアを募集したところ、窓口業務における勤務時間外での受付準備や終了後の事務処理を解消するための窓口受付時間の短縮について提案があり、同時に多くの職員から賛同があった。本市の窓口の状況、各課の意向を調査し、他都市の先進事例を確認しながら次のとおり実施案をとりまとめたことから、今後、実施に向けて検討を行うこととする。

2 窓口受付時間短縮の目的

(1) 適正な業務遂行

短縮で生じた時間を朝礼、ミーティング等の情報共有や市民サービス向上、業務の効率化等の検討を行う時間として活用する。

(2) 適切な労務管理

時間外勤務を前提とした窓口業務のあり方を改善し、多様な働き方を実現するとともに、時間外勤務の縮減を図る。

3 窓口における受付時間短縮の実施案

(1) 短縮の対象とする窓口

本庁舎1・2階、各市民SCの一部および駅東SC

(2) 短縮後の受付時間

9時から16時45分まで（前後30分、計60分の短縮）

(3) 実施時期

繁忙期を避けて令和8年10月から試行

4 今後のスケジュール

令和8年	3月	実施に向けた庁内検討、労働組合との協議を実施
	6月	市議会定例会で最終案について所管事務報告
	7月	広報あきた、公式LINE等で市民へ周知
	10月	窓口の受付時間短縮を試行

施設保有量の見直しの方針案について

1 概要

本市の保有施設は、平成29年3月の公共施設等総合管理計画の策定以降、総床面積が増加しており、そのうち約7割が老朽化の目安となる築30年を経過している。

また、今後、大規模改修や更新が必要となる施設が増加する見込みであり、少子高齢化や人口減少に伴い、既存施設の全てを維持することは困難な状況となっている。

こうした状況の中で、将来世代に過度な負担を先送りすることなく、施設に係る経費の削減と平準化を図ることは不可欠であり、持続可能な公共施設サービスを実現するため、施設保有量の見直しの方針案を取りまとめたところである。

2 評価の全体像

評価結果および施設名は以下のとおりとなる。

なお、複数の時期にまたがる場合、早い時期に含んでいる。

方向性	施設数	短期 (R13年度まで)	中期 (R18年度まで)	長期 (R28年度まで)
集約・複合化(※1)	53	16	17	20
廃止・譲渡(※2)	13	7	3	3
県の動向により検討(※3)	2	—	—	—
維持	113	—	—	—
合計	181	—	—	—

※1 集約・複合化を実施（検討）する施設：別紙1（集約後に廃止となる施設も含む）

※2 廃止・譲渡等を実施（検討）する施設：別紙2

※3 秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ本館）のあり方検討による

3 評価の留意点

機能を維持するため、可能なものは集約・複合化を検討し、それができないものは廃止・譲渡を検討した。

(1) コミュニティセンター

所管部局で来年度、当該施設全体のあり方の検討を予定しており、その結果を踏まえ、適時、方針を見直していく。

(2) 児童館・児童センター

原則として、小学校との複合化を第一に検討するが、児童数の状況等に応じて既存施設の大規模改修等の手法も検討していく。

また、今後の学校統合によって、方針は変更となる。

(3) 市営住宅

老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地環境等を踏まえ、地域内での集約や減戸等を検討していく。

(4) 大規模改修

個別施設計画の目標使用年数等を参考に望ましい時期に記載したものであり、実際の実施時期が確定しているものではない。今後、整備時期や費用の平準化等を検討していく。

4 住民説明会等の概要

各市民サービスセンターを会場に、説明会やパネル展を開催し、本市の現状や施設保有量の見直しの方針案を説明したうえで、市民から意見などを聴取することを予定している。

5 今後のスケジュール（令和8年度）

4～8月	住民説明会等の開催
6月	市議会定例会（説明会等の中間報告）
7月	パブリックコメントの実施
9月	市議会定例会（実施方針の説明）

番号	施設 通し 番号	施設名	所管課	最終方針案			説明等
				方針			
				短期 (～R13) (～2031)	中期 (R14～R18) (2032～2036)	長期 (R19～R28) (2037～2046)	
1	9	雄和観光交流館	観光振興課	大規模改修 集約・複合化(受入)	維持	維持	建築年度:平成8(1996)年度 他施設の機能の集約・複合化を検討したうえで、短期で施設の長寿命化を図るため大規模改修を実施する。
2	7	雄和農産物加工所	観光振興課	集約・複合化(転出) 廃止	—	—	建築年度:平成5(1993)年度 年間の利用が少なく、利用内容として市で保有する必要性が低い。他施設への機能移転や民間貸付等により、廃止を検討する。
3	11	雄和サイクリングターミナル	観光振興課	集約・複合化(転出) 廃止	—	—	建築年度:昭和59(1984)年度 現在、食堂機能を中心となっているが、施設の老朽化が見られ、かつ同じ雄和地区に類似施設もあり役割が重複するため、機能移転や民間貸付等により、廃止を検討する。
4	74	雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンター	複合化 大規模改修	維持	維持	建築年度:昭和63(1988)年度 雄和地区の拠点機能を持つ施設。 短期で大規模改修のうえ保育所との複合化を予定している。
5	89	新波保育所	子ども育成課	休止中 集約(転出) 廃止	—	—	建築年度:平成7(1995)年度 休止中。 雄和地域3保育所(新波・雄和中央・川添)の雄和市民サービスセンター内への集約により廃止を予定している。 建物は解体を予定している。
6	90	雄和中央保育所	子ども育成課	集約(転出) 廃止	—	—	建築年度:昭和61(1986)年度 令和8年度から休止予定 雄和地域3保育所(新波・雄和中央・川添)の雄和市民サービスセンター内への集約により廃止を予定している。 建物は解体を予定している。
7	92	川添保育所	子ども育成課	集約(転出) 廃止	—	—	建築年度:昭和54(1979)年度 雄和地域3保育所(新波・雄和中央・川添)の雄和市民サービス内への集約により廃止を予定している。 建物は解体を予定している。
8	93	中通児童館	子ども福祉課	複合化(転出) 廃止	—	—	建築年度:平成23(2011)年度 令和12年度に秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校内に整備予定であり、整備後は廃止を予定している。
9	110	築山児童センター	子ども福祉課	複合化(転出) 廃止	—	—	建築年度:平成13(2001)年度 令和12年度に秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校内に整備予定であり、整備後は廃止を予定している。
10	107	土崎南児童センター	子ども福祉課	集約(受入) (R8)	複合化 更新	維持	建築年度:平成1(1989)年度 令和8年度から「土崎小学校」の統合に伴い、「土崎児童館」を集約する。 小学校統合後の児童数の見直し等を踏まえ、中期で小学校内への複合化の可否について検討する。
11	123	土崎児童館	子ども福祉課	集約 (転出)	—	—	建築年度:昭和55(1980)年度 令和7年度末で、小学校の閉校と合わせ「土崎南児童センター」と集約。 建物は処分を予定している。
12	122	大住児童館	子ども福祉課	複合化 更新	維持	維持	建築年度:昭和57(1982)年度 短期で小学校内への複合化か更新を検討する。
13	124	勤労者総合福祉センター (秋田テルサ)	産業企画課	維持 集約(受入)	維持 集約・複合化(受入)	維持 集約・複合化(受入)	建築年度:平成4(1992)年度 短期で同じ勤労者福祉施設である「西部体育館」との集約を検討する。また、中期～長期に民間活用や「サンライフ秋田」の機能を集約するなど、集約・複合化の可能性を検討する。
14	126	勤労者体育センター (西部体育館)	産業企画課	集約(転出) 廃止	—	—	建築年度:昭和61(1986)年度 利用人数の減少や施設の老朽化が進行しているため、指定管理期間が満了となる令和10年度を目途に、同じ勤労者福祉施設である「秋田テルサ」、「サンライフ秋田」への機能集約を検討する。
15	128	中高年齢労働者福祉センター (サンライフ秋田)	産業企画課	維持 集約(受入)	集約・複合化(転出) 廃止	集約・複合化(転出) 廃止	建築年度:昭和58(1983)年度 短期で同じ勤労者福祉施設である「西部体育館」との集約を検討する。また、中期～長期に「秋田テルサ」への機能集約を検討する。
16	125	職業訓練センター	産業企画課	集約・複合化(転出) 譲渡(民間活用)	—	—	建築年度:昭和56(1981)年度 今後の施設の方向性について集約・複合化や譲渡の可能性を検討する。

番号	施設 通し 番号	施設名	所管課	最終方針案			説明等
				方針			
				短期 (～R13) (～2031)	中期 (R14～R18) (2032～2036)	長期 (R19～R28) (2037～2046)	
17	171	城東消防署	消防本部総務課	集約(移転)	集約(移転)	維持	建築年度:昭和54(1979)年度 庁舎および訓練施設の老朽化が進行している。 本市の人口動向を踏まえつつ、消防力の適正な配置と、効率的で機動力のある消防サービスを提供するため、短期～中期に「広面出張所」との統合により新築移転を検討する。
18	180	広面出張所	消防本部総務課	集約(移転)	集約(移転)	—	建築年度:昭和63(1988)年度 施設の老朽化が進行している。 本市の人口動向を踏まえつつ、消防力の適正な配置と、効率的で機動力のある消防サービスを提供するため、短期～中期に「城東消防署」との統合により新築移転を検討する。
19	39	将軍野地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	維持	集約(受入)	維持	建築年度:昭和60(1985)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 中期で「将軍野高齢者学習センター」の機能受入を検討する。
20	169	将軍野高齢者学習センター	生涯学習室	施設のあり方検討	集約(転出)	—	建築年度:昭和63(1988)年度 施設更新が必要になる中期で「将軍野地区コミュニティセンター」との機能統合を検討する。
21	166	土崎みなと会館	生涯学習室	施設のあり方検討	集約・複合化(転出) 廃止	—	建築年度:昭和60(1985)年度 柔道場機能の施設である。 短期で施設のあり方を検討し、中期で集約・複合化により施設の廃止を検討する。
22	45	寺内地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	維持	移転 複合化(転出)	維持	建築年度:昭和53(1978)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 中期で施設の移転や複合化を検討する。
23	48	下新城地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	維持	集約	維持 廃止	建築年度:平成5(1993)年度 近隣に複数の施設があり、役割も類似することから、施設の老朽化と利用状況を踏まえ「下新城地区コミュニティセンター」「下新城交流センター」「下新城小学校校舎」のいずれかに集約を検討する。
24	50	下新城交流センター	北部市民サービスセンター	維持	集約	維持 廃止	建築年度:昭和50(1975)年度 近隣に複数の施設があり、役割も類似することから、施設の老朽化と利用状況を踏まえ「下新城地区コミュニティセンター」「下新城交流センター」「下新城小学校校舎」のいずれかに集約を検討する。
25	70	河辺岩見三内地区コミュニティセンター (岩見三内連絡所)	河辺市民サービスセンター	維持 施設のあり方検討	大規模改修 複合化	維持	建築年度:平成8(1996)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 中期で大規模改修または周辺公共施設との複合化を検討する。
26	100	港北児童センター	子ども福祉課	維持	複合化 更新	維持	建築年度:平成2(1990)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、中期で小学校内への複合化の可否について検討する。
27	106	泉児童センター	子ども福祉課	維持	複合化 更新	維持	建築年度:昭和62(1987)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、中期で小学校内への複合化の可否について検討する。
28	120	旭川児童館	子ども福祉課	維持	複合化	維持	建築年度:昭和60(1985)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、中期で小学校内か「旭川地区コミュニティセンター」との複合化を検討する。
29	54	旭川地区コミュニティセンター	東部市民サービスセンター	維持	複合化 大規模改修	維持	建築年度:昭和51(1976)年度 中期で大規模改修または隣接する「旭川児童館」も含めた複合化を検討する。

番号	施設 通し 番号	施設名	所管課	最終方針案			説明等
				方針			
				短期 (～R13) (～2031)	中期 (R14～R18) (2032～2036)	長期 (R19～R28) (2037～2046)	
30	152	手形山市営住宅	住宅政策課	維持	更新 集約	更新 集約	建築年度:昭和49(1974)年度 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地環境等を踏まえ、中期からの施設更新を検討する際、東部地域内での集約・減戸等も検討する。
31	148	横森市営住宅	住宅政策課	維持	維持 更新 集約	更新 集約	建築年度:昭和48(1973)年度 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地環境等を踏まえ、「手形山市営住宅」の更新検討又は長期での更新検討の際、東部地域内での集約・減戸等も検討する。
32	153	広面市営住宅	住宅政策課	維持	維持 更新 集約	更新 集約	建築年度:昭和55(1980)年度 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地環境等を踏まえ、「手形山市営住宅」の更新検討又は長期での更新検討の際、東部地域内での集約・減戸等も検討する。
33	25	雄和花の森野球場	スポーツ振興課	維持	集約 (受入)	維持	建築年度:平成11(1999)年度 軟式野球の会場として利用されており、必要な修繕を行い施設を維持する。中期で「雄和新波野球場」(※200㎡以下のため本評価の対象外)を廃止し、機能の集約を検討する。
34	26	雄和体育館	スポーツ振興課	維持	維持	集約(受入) 維持	建築年度:昭和50(1975)年度 老朽化が進んでいるが、今後、屋根の改修等を行い施設の長寿命化を図る。 長期で「雄和南体育館」との集約を検討する。
35	23	雄和南体育館	スポーツ振興課	維持	維持	集約(転出) 廃止	建築年度:昭和61(1986)年度 利用人数が少なく、施設の更新は難しいことから、長期に「雄和体育館」への機能の集約化を検討する。 なお、集約の検討に際しては指定避難所の調整を要する。
36	99	外旭川児童センター	子ども福祉課	維持	維持	複合化 更新	建築年度:平成10(1998)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見通し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の可否について検討する。
37	101	寺内児童センター	子ども福祉課	維持	維持	複合化 更新	建築年度:平成6(1994)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見通し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の可否について検討する。
38	102	飯島児童センター	子ども福祉課	維持	維持	複合化 更新	建築年度:平成8(1996)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見通し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の可否について検討する。
39	111	明德児童センター	子ども福祉課	維持	維持	複合化 更新	建築年度:平成5(1993)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見通し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の可否について検討する。
40	112	東児童センター	子ども福祉課	維持	維持	複合化 更新	建築年度:平成8(1996)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見通し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の可否について検討する。
41	115	四ツ小屋児童センター	子ども福祉課	維持	維持	複合化 更新	建築年度:平成3(1991)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見通し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の可否について検討する。
42	116	飯島南児童センター	子ども福祉課	維持	維持	複合化 更新	建築年度:平成4(1992)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見通し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の可否について検討する。
43	117	高清水児童センター	子ども福祉課	維持	維持	複合化 更新	建築年度:平成11(1999)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見通し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の可否について検討する。
44	119	雄和児童センター	子ども福祉課	維持	維持	複合化 維持	建築年度:昭和56(1981)年度 老朽化が進んでいるため、必要な修繕を行い施設を維持しつつ、長期で周辺の公共施設との複合化の可否について検討する。

集約・複合化等を検討する施設

番号	施設 通し 番号	施設名	所管課	最終方針案			説明等
				方針			
				短期 (～R13) (～2031)	中期 (R14～R18) (2032～2036)	長期 (R19～R28) (2037～2046)	
45	131	秋操近隣公園 (泉語らいの家)	公園課	維持	維持	譲渡 集約(転出)	建築年度:昭和58(1983)年度 必要な修繕を行い施設を維持するが、長期で譲渡や他施設との集約に向けて検討する。
46	136	川尻市営住宅	住宅政策課	維持	維持	維持 集約	建築年度:昭和61(1986)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地環境等を踏まえ、長期で中央地域内での集約・減戸等を検討する。
47	137	茨島市営住宅	住宅政策課	維持	維持	維持 集約	建築年度:昭和58(1983)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地環境等を踏まえ、長期で中央地域内での集約・減戸等を検討する。
48	147	旭南市営住宅	住宅政策課	維持	維持	更新 集約	建築年度:昭和45(1970)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地環境等を踏まえ、長期で中央地域内での集約・減戸等も検討する。
49	157	松渚市営住宅	住宅政策課	維持	維持	更新 集約	建築年度:平成3(1991)年度 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地環境等を踏まえ、長期で施設更新が必要となる際、他の地域を含め集約・減戸等も検討する。
50	149	松渚一般特定住宅	住宅政策課	維持	維持	更新 集約	建築年度:平成6(1994)年度 特定公共賃貸住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地環境等を踏まえ、長期で施設更新が必要となる際、他の地域を含め集約・減戸等も検討する。
51	151	松渚单身特定住宅	住宅政策課	維持	維持	維持 集約	建築年度:平成3(1991)年度 入居率が低いため、改善が必要。 特定公共賃貸住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地環境等を踏まえ、長期で施設更新が必要となる際、他の地域を含め集約・減戸等も検討する。
52	177	勝平出張所	消防本部総務課	維持	維持	集約 大規模改修	建築年度:平成2(1990)年度 施設の老朽化が進行している。 長期で、地域人口を考慮した適正配置による集約または単独での大規模改修を検討する。
53	178	牛島出張所	消防本部総務課	維持	維持	集約 大規模改修	建築年度:昭和58(1983)年度 施設の老朽化が進行している。 長期で、地域人口を考慮した適正配置による集約または単独での大規模改修を検討する。

(以上 53施設)

番号	施設 通し 番号	施設名	所管課	最終方針案			説明等
				方針			
				短期 (～R13) (～2031)	中期 (R14～R18) (2032～2036)	長期 (R19～R28) (2037～2046)	
1	12	雄和高尾山レクリエーション施設	観光振興課	廃止	—	—	建築年度:昭和47(1972)年度 施設の目標耐用年数を過ぎ、利用者が少なく、アクセスの道路も狹隘であり、施設の更新は現状では困難と考えられることから、施設廃止もしくは一部機能を残す検討を行う。
2	72	雄和地区北部コミュニティ施設	雄和市民サービスセンター	廃止	—	—	建築年度:昭和57(1982)年度 行政改革大綱で譲渡または用途廃止に位置づけられている施設。 令和7年度で指定管理が満了することから、譲渡又は廃止について、地元との合意形成を図り、同年度で廃止予定である。
3	81	飯島老人いこいの家	長寿福祉課	廃止	—	—	建築年度:昭和49(1974)年度 ・近年著しく施設の老朽化が進んでいる。 ・施設の継続には改修や更新などの費用が大きな課題となる。 ・施設利用者数が低迷している。 ・周辺の施設が代替機能を有する。 以上のことから、廃止とするが、開設当初からの機能を維持し続けていることから、廃止予定時期は指定管理が終了する令和9年度とする。
4	82	八橋老人いこいの家	長寿福祉課	廃止	—	—	建築年度:昭和47(1972)年度 ・近年著しく施設の老朽化が進んでいる。 ・施設の継続には改修や更新などの費用が大きな課題となる。 ・施設利用者数が著しく低迷し、施設の効果が運営費用に見合わない。 ・周辺の施設が代替機能を有する。 以上のことから、令和7年度での廃止を予定している。
5	83	大森山老人とこどもの家	長寿福祉課	廃止	—	—	建築年度:昭和54(1979)年度 ・近年著しく施設の老朽化が進んでいる。 ・施設の継続には改修や更新などの費用が大きな課題となる。 ・施設利用者数が著しく低迷し、施設の効果が運営費用に見合わない。 ・周辺の施設が代替機能を有する。 以上のことから、令和7年度での廃止を予定している。
6	84	雄和ふれあいプラザ	長寿福祉課	廃止	—	—	建築年度:平成11(1999)年度 ・施設の老朽化が進んでいる。 ・施設の継続には改修や更新などの費用が大きな課題となる。 ・施設利用者数が著しく低迷し、施設の効果が運営費用に見合わない。 ・周辺の施設が代替機能を有する。 以上のことから、令和7年度での廃止を予定している。
7	113	下北手児童センター	子ども福祉課	廃止 (R6)	—	—	建築年度:平成12(2000)年度 令和6年度で廃止済、使用者との協議を進めながら、建物の利活用や処分を検討する。
8	69	ふれあい交流館かわべ (JR和田駅合築施設)	河辺市民サービスセンター	維持 施設のあり方検討	用途変更 (廃止)	—	建築年度:平成14(2002)年度 駅の連絡通路および待合所の機能があり、建物全体は維持が必要であるが、高い運営コストが課題となっている。 また、1階「ふれあい交流室」の機能は周辺施設で代替可能と考える。 駅自体の管理運営体制の見直しとともに、関係者と協議を行い、施設形態の用途変更等を検討する。
9	78	御所野交流センター	福祉総務課	維持 施設のあり方検討	譲渡 廃止(民間活用)	—	建築年度:平成8(1996)年度 社会福祉法人が運営する老人福祉施設と合築されている。 共有する設備もあることから、短期で効率的な施設保全のあり方や用途変更等を含め施設の有効的な活用方法を検討する。
10	160	駅東事務所	駅東事務所	維持	廃止(除却)	—	建築年度:平成7(1995)年度 事業期間(令和15年度まで)を考慮し、終了後は除却する。 なお、事業期間は、交付金(国費)の配分状況により変更する場合がある。
11	150	糠塚市営住宅(公営)	住宅政策課	維持	維持	廃止	建築年度:平成4(1992)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 長期で施設の更新の検討が必要となるが、土砂災害警戒区域のため、現在の場所での更新は行わない。
12	158	糠塚市営住宅(その他)	住宅政策課	維持	維持	廃止	建築年度:平成3(1991)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 長期で施設の更新の検討が必要となるが、土砂災害警戒区域のため、現在の場所での更新は行わない。
13	159	糠塚一般特定住宅	住宅政策課	維持	維持	廃止	建築年度:平成1(1989)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 長期で施設の更新の検討が必要となるが、土砂災害警戒区域のため、現在の場所での更新は行わない。

(以上 13施設)

施設 通し 番号	施設名	所管課	1次評価(定量的評価:公共施設管理室)								2次評価(定性的評価:施設所管課)						3次評価						3次評価						方針案			
			建物 偏差値	機能 偏差値	領域	機能評価 (参考)					建物評価			機能評価			公共施設管理室 方針(素案)						施設所管課素案			方針			説明等			
						供給		財務		面積あたり コスト (円/㎡)	継続	改善	廃止	継続	見直し	廃止	建物評価	機能評価	方針			方針			方針							
						利用者数等 (人)等	偏差値	収支 (千円)	偏差値										短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)	短期 (~R13) (~2031)	中期 (R14~R18) (2032~2036)	長期 (R19~R28) (2037~2046)					
19	河辺体育館	スポーツ振興課	36.9	50.3	II	9,569	43.7	▲ 3,855	56.8	1,748	0	2	2	-	-	-	改善	継続	維持	維持	更新 集約・複合化	維持	大規模改修等	維持	維持	維持	維持	維持	大規模改修	建築年度:昭和52(1977)年度 バレー、テニス、フロアカーリング、フットサルなどの利用がある。 施設の長寿命化を図るため、長期で大規模改修の実施を検討する。		
20	茨島体育館	スポーツ振興課	38.2	51.9	II	32,207	48.5	▲ 8,566	55.3	3,688	0	4	0	-	-	-	改善	継続	維持	維持	運営改善 複合化 更新	維持	維持	維持	維持	大規模改修	維持	建築年度:昭和50(1975)年度 2階ではバスケットやバレー、1階では柔道、剣道、卓球などの利用がある。 施設の長寿命化を図るため、中期で大規模改修の実施を検討する。 同じエリアの他施設も含めた将来像を検討する。				
21	八橋運動公園硬式野球場	スポーツ振興課	24.4	50.5	II	31,548	48.4	▲ 16,639	52.7	3,584	0	3	1	-	-	-	改善	継続	維持	更新	維持	維持	維持	維持	維持	更新	維持	維持	維持	建築年度:昭和55(1980)年度 中高生の利用が多く、必要な修繕を行い施設を維持していく。		
22	市立体育館	スポーツ振興課	47.6	58.2	II	186,285	81.1	▲ 70,487	35.2	5,719	0	2	2	-	-	-	改善	継続	運営改善	運営改善 大規模改修等	維持	大規模改修等 維持	大規模改修等 維持	維持	維持	維持	維持	大規模改修	維持	建築年度:平成6(1994)年度 本市拠点の体育館として利用されている。 現在、施設の長寿命化を図るため、中期の大規模改修に向けた検討を進めている。		
23	雄和南体育館	スポーツ振興課	53.0	49.6	III	3,678	42.5	▲ 4,125	56.7	3,680	-	-	-	1	4	0	継続	見直し	利用改善	利用改善 集約・複合化	集約・複合化	維持	集約・複合化 廃止	-	維持	維持	集約(転出) 廃止	維持	建築年度:昭和61(1986)年度 利用人数が少なく、施設の更新は難しいことから、長期に「雄和体育館」への機能の集約化を検討する。 なお、集約の検討に際しては指定避難所の調整を要する。			
24	八橋球場 (ASPスタジアム)	スポーツ振興課	53.4	45.4	III	33,755	48.8	▲ 49,586	42.0	29,871	-	-	-	1	4	0	継続	見直し	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	維持	維持	維持	建築年度:平成16(2004)年度 中高生から社会人までラグビーなどの利用がある。 必要な修繕を行い施設を維持していく。			
25	雄和花の森野球場	スポーツ振興課	53.3	49.9	III	6,176	43.0	▲ 3,974	56.8	9,407	-	-	-	0	5	0	継続	見直し	利用改善	利用改善	集約	維持	集約・複合化 維持	維持	維持	維持	維持	集約 (受入)	維持	建築年度:平成11(1999)年度 軟式野球の会場として利用されており、必要な修繕を行い施設を維持する。中期で「雄和新波野球場」(※200㎡以下のため本評価の対象外)を廃止し、機能の集約を検討する。		
26	雄和体育館	スポーツ振興課	37.5	49.7	IV	8,119	43.4	▲ 6,156	56.1	2,395	1	1	2	1	4	0	廃止	見直し	利用改善	更新 集約・複合化	更新 集約・複合化	維持	集約・複合化 維持	維持	維持	維持	維持	集約(受入) 維持	建築年度:昭和50(1975)年度 老朽化が進んでいるが、今後、屋根の改修等を行い施設の長寿命化を図る。 長期で「雄和南体育館」との集約を検討する。			
27	市民交流プラザ(専有)	秋田市民交流プラザ管理室	52.0	39.6	III	126,483	45.2	▲ 240,942	34.0	31,903	-	-	-	2	3	0	継続	見直し	利用改善 コスト改善	運営改善	大規模改修等 集約・複合化	維持	大規模改修	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成16(2004)年度 施設の長寿命化を図るため、中期で中規模の改修を検討する。		
28	大森山動物園	大森山動物園	54.9	50.1	I	275,174	63.2	▲ 311,176	37.1	41,297	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成2(1990)年度 大型動物舎をはじめ、老朽化の目安となる築30年を超過した建物が複数棟存在する。 建物ごとに必要な修繕を行い施設を維持する。			
29	秋田城跡歴史資料館	秋田城跡歴史資料館	55.3	39.7	III	11,697	37.2	▲ 73,194	42.2	56,938	-	-	-	2	3	0	継続	見直し	利用改善 コスト改善	運営改善	大規模改修等	維持	利用改善	大規模改修等	維持	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成9(1997)年度 城址公園全体としての運営改善に努め、施設を維持していく。 施設の長寿命化を図るため、長期で大規模改修の実施を検討する。			
30	民俗芸能伝承館 (ねぶり流し館)	民俗芸能伝承館	55.2	58.3	I	38,196	64.0	▲ 44,323	52.6	32,874	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	大規模改修等	維持	大規模改修等	維持	維持	維持	大規模改修	維持	維持	建築年度:平成4(1992)年度 施設の長寿命化を図るため、短期で大規模改修の実施を検討する。			
31	久保田城御隅櫓	佐竹史料館	51.9	60.1	I	27,430	53.1	▲ 3,860	67.1	8,969	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	大規模改修等	維持	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	建築年度:平成11(1989)年度 施設の長寿命化を図るため、中期で大規模改修の実施を検討する。			
32	檜山地区コミュニティセンター	中央市民サービスセンター	51.5	54.6	I	33,371	67.7	▲ 10,328	41.5	6,268	-	-	-	-	-	-	継続	継続	更新	維持	維持	更新	維持	維持	更新	維持	維持	維持	建築年度:昭和54(1979)年度 現在、施設の更新の検討を進めている。			
33	旭北地区コミュニティセンター	中央市民サービスセンター	61.2	50.1	I	27,459	61.3	▲ 10,771	38.8	10,583	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	大規模改修等 集約・複合化	大規模改修等 集約・複合化	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	維持	建築年度:平成15(2003)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。			
34	八橋地区コミュニティセンター	中央市民サービスセンター	59.2	52.2	I	22,719	56.2	▲ 9,222	48.3	9,242	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	大規模改修等 集約・複合化	大規模改修等 集約・複合化	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	維持	建築年度:平成10(1998)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。			
35	保戸野地区コミュニティセンター	中央市民サービスセンター	59.0	40.4	III	20,550	53.8	▲ 12,736	26.9	11,647	-	-	-	2	3	0	継続	見直し	コスト改善	維持 コスト改善	大規模改修等 集約・複合化	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成17(2005)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。				
36	旭南地区コミュニティセンター	中央市民サービスセンター	61.5	44.0	III	11,301	43.9	▲ 9,918	44.0	19,601	-	-	-	2	3	0	継続	見直し	利用改善 コスト改善	利用改善 コスト改善	大規模改修等 集約・複合化	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成21(2009)年度 「旭南児童館」と複合化した施設。 必要な修繕を行い施設を維持する。				
37	川尻地区コミュニティセンター	中央市民サービスセンター	60.8	42.8	III	15,418	48.3	▲ 11,013	37.4	11,489	-	-	-	2	3	0	継続	見直し	利用改善 コスト改善	利用改善 コスト改善	大規模改修等 集約・複合化	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	維持	建築年度:平成18(2006)年度 「川尻児童センター」と複合化した施設。 必要な修繕を行い施設を維持する。			
38	茨島地区コミュニティセンター	中央市民サービスセンター	44.8	45.7	IV	8,016	40.3	▲ 8,758	51.1	10,647	3	1	0	2	3	0	継続	見直し	利用改善	利用改善	集約・複合化 更新	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和49(1974)年度 「教育研究所」と一部設備を共有している施設。 必要な修繕を行い施設を維持する。 同じエリアの他施設も含めた将来像を検討する。			

(注)大規模改修は、財政状況を踏まえ、時期を検討する。

施設 通し 番号	施設名	所管課	1次評価(定量的評価:公共施設管理室)								2次評価(定性的評価:施設所管課)						3次評価 公共施設管理室 方針(素案)					3次評価 施設所管課素案			方針案						
			建物 偏差値	機能 偏差値	領域	機能評価 (参考)				建物評価			機能評価			方針			方針			方針			説明等						
						供給		財務		面積あたり コスト (円/㎡)	継続	改善	廃止	継続	見直し	廃止	建物評価	機能評価	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)		短期 (~R13) (~2031)	中期 (R14~R18) (2032~2036)	長期 (R19~R28) (2037~2046)			
						利用者数等 (人)等	偏差値	収支 (千円)	偏差値																						
39	将軍野地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	51.7	51.6	I	16,415	49.4	▲ 8,332	53.7	12,069	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持 集約	維持 集約	大規模改修等	維持	大規模改修等	集約(受入)	維持	集約(受入)	維持	建築年度:昭和60(1985)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 中期で「将軍野高齢者学習センター」の機能受入を検討する。			
40	港北地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	54.0	56.5	I	22,773	56.2	▲ 7,838	56.7	7,802	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持 大規模改修等	維持 大規模改修等	集約・複合化	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成7(1995)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。			
41	金足地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	64.3	52.2	I	13,192	45.9	▲ 7,542	58.5	13,582	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:令和元(2019)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。		
42	飯島南地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	63.7	50.3	I	19,268	52.5	▲ 9,234	48.2	12,508	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成30(2018)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。		
43	北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンター	59.3	51.0	I	51,920	67.9	▲ 77,053	34.2	6,130	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	維持	維持	維持	維持 大規模改修	建築年度:平成23(2011)年度 北部地区の拠点機能を持つ施設。 施設の長寿命化を図るため、長期で大規模改修の実施を検討する。			
44	飯島地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	40.7	56.2	II	24,507	58.1	▲ 8,223	54.4	8,225	3	1	0	-	-	-	改善	継続	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	維持	大規模改修	建築年度:昭和52(1977)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
45	寺内地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	40.9	57.4	II	24,323	57.9	▲ 7,812	56.9	11,918	3	1	0	-	-	-	改善	継続	複合化 維持	廃止 大規模改修等	維持	維持	複合化(転出) 廃止	-	維持	移転 複合化(転出)	維持	維持	維持	建築年度:昭和53(1978)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 中期で施設の移転や複合化を検討する。	
46	外旭川地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	51.0	49.6	III	22,960	56.4	▲ 10,136	42.7	9,943	-	-	-	2	3	0	継続	見直し	コスト改善	コスト改善 集約・複合化	大規模改修等 廃止	利用改善	大規模改修等	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和58(1983)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
47	土崎みなと歴史伝承館	北部市民サービスセンター	63.5	45.1	III	14,561	40.1	▲ 51,283	50.1	36,789	-	-	-	2	3	0	継続	見直し	利用改善	利用改善	維持	利用改善	利用改善	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成29(2017)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 土崎地区の歴史と文化についての発信を強化し集客に努める。	
48	下新城地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	49.8	48.8	IV	4,623	36.7	▲ 7,133	61.0	14,158	3	1	0	2	3	0	改善	見直し	利用改善	集約・複合化 大規模改修等 廃止	維持 廃止	維持	利用改善	複合化(転出) 廃止	-	維持	集約	維持 廃止	維持	維持	建築年度:平成5(1993)年度 近隣に複数の施設があり、役割も類似することから、施設の 老朽化と利用状況を踏まえ「下新城地区コミュニティセン ター」「下新城交流センター」「下新城小学校校舎」のいずれ かに集約を検討する。
49	上新城地区コミュニティセンター	北部市民サービスセンター	48.4	49.9	IV	4,448	36.5	▲ 6,771	63.2	17,610	3	1	0	2	3	0	継続	見直し	利用改善	集約・複合化 利用改善	集約・複合化	維持	利用改善	複合化(転出) 廃止	-	維持	施設のあり方 検討	維持	維持	維持	建築年度:昭和63(1988)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 中期に他施設も含めた施設のあり方を検討する。
50	下新城交流センター	北部市民サービスセンター	42.0	48.1	IV	9,620	49.1	▲ 9,434	47.1	5,625	3	1	0	2	3	0	廃止	見直し	利用改善 コスト改善	集約・複合化 廃止	大規模改修	維持	利用改善	複合化(転出) 廃止	-	維持	集約	維持 廃止	維持	維持	建築年度:昭和50(1975)年度 近隣に複数の施設があり、役割も類似することから、施設の 老朽化と利用状況を踏まえ「下新城地区コミュニティセン ター」「下新城交流センター」「下新城小学校校舎」のいずれ かに集約を検討する。
51	明徳地区コミュニティセンター	東部市民サービスセンター	51.6	51.9	I	20,452	53.7	▲ 8,941	50.0	9,465	-	-	-	-	-	-	継続	継続	大規模改修等 (施工中)	維持	維持	維持	大規模改修等 (施工中)	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成4(1992)年度 令和6~7年度に大規模改修を実施した。 必要な修繕を行い施設を維持する。	
52	桜地区コミュニティセンター	東部市民サービスセンター	56.5	53.5	I	30,213	64.3	▲ 10,133	42.7	13,938	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	大規模改修等 集約・複合化	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成28(2016)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
53	東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンター	55.9	56.5	I	33,554	54.9	▲ 49,558	58.0	13,216	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成27(2015)年度 東部地区の拠点機能を持つ施設。 必要な修繕を行い施設を維持する。 施設の長寿命化を図るため、長期で大規模改修の実施を検討する。
54	旭川地区コミュニティセンター	東部市民サービスセンター	38.5	52.5	II	22,312	55.7	▲ 9,078	49.2	11,845	4	0	0	-	-	-	改善	継続	維持	大規模改修等 複合化	維持	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	複合化 大規模改修	維持	維持	維持	建築年度:昭和51(1976)年度 中期に大規模改修または隣接する「旭川児童館」も含めた複 合化を検討する。
55	東地区コミュニティセンター	東部市民サービスセンター	40.7	58.9	II	32,532	66.8	▲ 8,787	50.9	10,854	4	0	0	-	-	-	改善	継続	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	維持	大規模改修	建築年度:昭和54(1979)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
56	下北手地区コミュニティセンター	東部市民サービスセンター	64.5	46.7	III	8,021	40.3	▲ 8,429	53.1	16,067	-	-	-	5	0	0	継続	見直し	利用改善	利用改善	維持	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:令和2(2020)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
57	太平地区コミュニティセンター	東部市民サービスセンター	49.8	46.5	IV	5,383	37.5	▲ 8,040	55.5	12,758	4	0	0	5	0	0	継続	見直し	利用改善	大規模改修等 利活用	維持	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	維持	維持	建築年度:平成8(1996)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
58	豊岩地区コミュニティセンター	西部市民サービスセンター	52.5	54.0	I	4,405	36.4	▲ 5,421	71.5	10,889	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持 大規模改修等 利活用 複合化	大規模改修等 複合化 利活用	維持	維持	維持	大規模改修	維持	維持	大規模改修	維持	維持	維持	建築年度:平成6(1994)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
59	浜田地区コミュニティセンター	西部市民サービスセンター	51.4	51.7	I	7,563	39.8	▲ 6,702	63.7	14,381	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持 大規模改修等 複合化	大規模改修等 複合化	維持	維持	維持	大規模改修	維持	維持	大規模改修	維持	維持	維持	建築年度:平成6(1994)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。

(注)大規模改修は、財政状況を踏まえ、時期を検討する。

施設 通し 番号	施設名	所管課	1次評価(定量的評価:公共施設管理室)							2次評価(定性的評価:施設所管課)						3次評価 公共施設管理室 方針(素案)					3次評価 施設所管課評価案			方針案					
			建物 偏差値	機能 偏差値	領域	機能評価 (参考)				建物評価			機能評価			建物評価	機能評価	方針			方針			説明等					
						供給		財務		面積あたり コスト (円/㎡)	継続	改善	廃止	継続	見直し			廃止	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)		長期 (R19~R28)	方針			
						利用者数等 (人)等	偏差値	収支 (千円)	偏差値																	継続	改善	廃止	短期 (~R13)
60	下浜地区コミュニティセンター	西部市民サービスセンター	46.9	50.8	II	7.895	40.2	▲ 7,067	61.4	13,569	4	0	0	-	-	-	改善	見直し	利用改善	複合化 移転	移転 廃止	大規模改修	維持	維持	維持	維持	更新	維持	建築年度:昭和56(1981)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 中期に施設の更新を検討する。
61	西部市民サービスセンター	西部市民サービスセンター	58.0	47.8	III	45,825	53.4	▲ 46,456	42.1	12,562	-	-	-	5	0	0	継続	見直し	コスト改善	維持 コスト改善	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成21(2009)年度 西部地区の拠点機能を持つ施設。 必要な修繕を行い施設を維持する。 施設の長寿命化を図るため、長期で大規模改修の実施を検討する。	
62	勝平地区コミュニティセンター	西部市民サービスセンター	61.5	42.9	III	22,525	56.0	▲ 12,244	29.9	13,170	-	-	-	5	0	0	継続	見直し	コスト改善	維持 コスト改善	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成24(2012)年度 「勝平児童センター」と複合化した施設。 必要な修繕を行い施設を維持する。	
63	南部市民サービスセンター別館	南部市民サービスセンター	64.6	57.6	I	28,355	50.4	▲ 40,094	64.7	17,374	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成30(2018)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
64	南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンター	63.7	52.5	I	35,447	49.6	▲ 38,202	55.5	15,545	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成26(2014)年度 南部地区の拠点機能を持つ施設。 必要な修繕を行い施設を維持する。 長期で大規模改修の実施を検討し、施設の長寿命化を図る。	
65	大住地区コミュニティセンター	南部市民サービスセンター	52.7	55.9	I	28,709	62.6	▲ 9,069	49.2	8,871	-	-	-	-	-	-	継続	継続	大規模改修等	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	維持	大規模改修	維持	維持	建築年度:平成5(1993)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
66	上北手地区コミュニティセンター	南部市民サービスセンター	65.7	47.3	III	5,771	37.9	▲ 7,851	56.7	22,680	-	-	-	5	0	0	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:令和5(2023)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
67	仁井田地区コミュニティセンター	南部市民サービスセンター	65.2	49.9	III	20,398	53.7	▲ 9,588	46.1	12,098	-	-	-	5	0	0	継続	見直し	コスト改善	維持 コスト改善	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:令和2(2020)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
68	河辺岩見温泉交流センター	河辺市民サービスセンター	62.0	52.2	I	64,950	76.2	▲ 22,854	28.3	37,950	-	-	-	-	-	-	継続	継続	コスト改善	維持 コスト改善	大規模改修等	維持コスト改善	維持コスト改善	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成28(2016)年度 必要な修繕を行い施設を維持しつつ、運営改善に努める。 施設の長寿命化を図るため、長期で大規模改修の実施を検討する。	
69	ふれあい交流館かっぱ(JR和田駅合築施設)	河辺市民サービスセンター	58.6	43.4	III	2,670	45.6	▲ 13,639	41.2	17,888	-	-	-	1	4	0	継続	見直し	利用改善 コスト改善	集約	廃止	利用改善 コスト改善	集約	廃止	維持 施設のあり方 検討	用途変更 (廃止)	-	-	建築年度:平成14(2002)年度 駅の連絡通路および待合所の機能があり、建物全体は維持が必要であるが、高い運営コストが課題となっている。 また、1階「ふれあい交流室」の機能は周辺施設で代替可能と考える。 駅自体の管理運営体制の見直しとともに、関係者と協議を行い、施設形態の用途変更等を検討する。
70	河辺岩見三内地区コミュニティセンター(岩見三内連絡所)	河辺市民サービスセンター	57.2	35.2	III	2,018	33.9	▲ 11,146	36.6	13,279	-	-	-	2	3	0	継続	見直し	利用改善 コスト改善	複合化 大規模改修等	廃止 維持	利用改善 コスト改善	複合化 大規模改修等	廃止 維持	維持 施設のあり方 検討	大規模改修 複合化	維持	維持	建築年度:平成8(1996)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 長期で大規模改修または周辺公共施設との複合化を検討する。
71	河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンター	47.9	45.5	IV	37,094	37.6	▲ 12,772	53.4	9,718	4	0	0	4	1	0	改善	見直し	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和63(1988)年度 河辺地区の拠点機能を持つ施設。 令和6年度に大規模改修を実施し建物および機能改善を図っている。 今後、必要な修繕を行い施設を維持する。
72	雄和地区北部コミュニティ施設	雄和市民サービスセンター	45.6	51.3	II	497	44.6	▲ 1,600	58.0	4,694	0	0	4	-	-	-	廃止	見直し	廃止	-	-	廃止	-	-	廃止	-	-	-	建築年度:昭和57(1982)年度 行政改革大綱で譲渡または用途廃止に位置づけられている施設。 令和7年度で指定管理が満了することから、譲渡又は廃止について、地元との合意形成を図り、同年度で廃止予定である。
73	雄和基幹集落センター(大正寺連絡所)	雄和市民サービスセンター	40.0	51.0	II	144	44.4	▲ 1,879	57.7	4,007	3	1	0	-	-	-	廃止	継続	集約(転出型) 移転	廃止	-	維持	維持	維持	維持 施設のあり方 検討	維持	更新	維持	建築年度:昭和53(1978)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 長期に施設の更新が必要になるため、その後の施設のあり方の検討を行う。
74	雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンター	44.7	39.1	IV	45,876	36.2	▲ 9,920	42.0	10,435	3	1	0	2	3	0	改善	見直し	複合化 大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	維持	複合化 大規模改修	維持	維持	維持	建築年度:昭和63(1988)年度 雄和地区の拠点機能を持つ施設。 短期で大規模改修のうえ保育所との複合化を予定している。
75	新屋ガラス工房	新屋ガラス工房	61.9	46.9	III	29,966	55.7	▲ 84,650	38.1	61,647	-	-	-	1	4	0	継続	見直し	運営改善	維持	維持	運営改善	維持	複合化(受入) 大規模改修等	施設のあり方 検討	維持	大規模改修	建築年度:平成29(2017)年度 短期に検討する施設のあり方を踏まえ、長期に大規模改修を検討する。	
76	河辺総合福祉交流センター	福祉総務課	53.0	50.2	I	6,078	45.7	▲ 12,012	54.8	5,361	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成11(1999)年度 「中央図書館明徳館河辺分館」機能を含む施設。 必要な修繕を行い施設を維持しつつ、今後施設の長寿命化を図るため、大規模改修の実施時期を検討する。
77	老人福祉センター	福祉総務課	52.8	46.6	III	17,858	68.2	▲ 52,345	25.0	15,089	-	-	-	0	5	0	継続	見直し	コスト改善	利用改善 コスト改善	利用改善 コスト改善	コスト改善	コスト改善	コスト改善	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成2(1990)年度 総合的な福祉センターとして重要性が高い施設。 老朽化の目安となる築30年を超過しており、必要な改修を行うとともに、効率的な運営等によるコスト改善を検討する。

(注)大規模改修は、財政状況を踏まえ、時期を検討する。

施設 通し 番号	施設名	所管課	1次評価(定量的評価:公共施設管理室)								2次評価(定性的評価:施設所管課)					3次評価 公共施設管理室 方針(素案)					3次評価 施設所管課評価案			方針案										
			建物 偏差値	機能 偏差値	領域	機能評価 (参考)				建物評価			機能評価			建物評価	機能評価	方針			方針			短期 (R19~R28)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)	方針			説明等				
						供給		財務		面積あたり コスト (円/㎡)	継続	改善	廃止	継続	見直し			廃止	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)				長期 (R19~R28)	短期 (~R13) (~2031)	中期 (R14~R18) (2032~2036)		長期 (R19~R28) (2037~2046)	方針		
						利用者数等 (人)等	偏差値	収支 (千円)	偏差値																							継続	改善	廃止
78	御所野交流センター	福祉総務課	54.2	45.7	Ⅲ	6,566	46.6	▲ 25,485	44.8	16,376	-	-	-	0	0	5	継続	廃止	廃止	-	-	-	廃止	-	-	維持 施設のあり方 検討	譲渡 廃止(民間活 用)	-	建築年度:平成8(1996)年度 社会福祉法人が運営する老人福祉施設と合築されている。 共有する設備もあることから、短期で効率的な施設保全のあり 方や用途変更を含め施設の有効的な活用方法を検討する。					
79	南浜地域活動支援セン ター	障がい福祉課	53.4	47.7	Ⅲ	2,576	38.9	▲ 9,909	56.4	12,527	-	-	-	2	3	0	継続	見直し	維持	維持	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成8(1996)年度 令和3年度に防水改修、令和5年度に外壁改修を行っており、 必要な修繕を行い施設を維持する。				
80	河辺高齢者健康づくりセ ンター	長寿福祉課	54.4	58.6	I	12,617	58.2	▲ 6,319	59.0	11,809	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持 利用改善	維持 利用改善 大規模改修等	維持	-	-	県 の動向により 検討	県 の動向により 検討	県 の動向により 検討	建築年度:平成15(2003)年度 秋田県健康増進交流センター(ユフォーレ本館)と一体的 な利用が図られるよう接続して建設されている施設。 現在、秋田県で健康増進交流センター(ユフォーレ本館)のあり 方を検討して、令和8年度中に方針を定める予定のため、 その動向を踏まえあり方を再検討する。						
81	飯島老人いこいの家	長寿福祉課	28.9	55.7	Ⅱ	15,021	62.8	▲ 20,332	48.7	38,551	1	0	3	-	-	-	廃止	継続	廃止	-	-	-	廃止	-	-	廃止	-	-	建築年度:昭和49(1974)年度 ・近年著しく施設の老朽化が進んでいる。 ・施設の継続には改修や更新などの費用が大きな課題となる。 ・施設利用者数が低迷している。 ・周辺の施設が代替機能を有する。 以上のことから、廃止とすることが、開設当初からの機能を維持 し続けていることから、廃止予定時期は指定管理が終了する 令和9年度とする。					
82	八橋老人いこいの家	長寿福祉課	27.2	47.0	Ⅳ	4,971	43.5	▲ 18,004	50.4	33,758	1	0	3	1	0	4	廃止	廃止	廃止	-	-	-	廃止	-	-	廃止	-	-	建築年度:昭和47(1972)年度 ・近年著しく施設の老朽化が進んでいる。 ・施設の継続には改修や更新などの費用が大きな課題となる。 ・施設利用者数が著しく低迷し、施設の効果が運営費用に見 合わない。 ・周辺の施設が代替機能を有する。 以上のことから、令和7年度での廃止を予定している。					
83	大森山老人とこどもの家	長寿福祉課	26.3	49.4	Ⅳ	7,146	47.7	▲ 17,172	51.0	17,561	2	0	2	1	0	4	廃止	廃止	廃止	-	-	-	廃止	-	-	廃止	-	-	建築年度:昭和54(1979)年度 ・近年著しく施設の老朽化が進んでいる。 ・施設の継続には改修や更新などの費用が大きな課題となる。 ・施設利用者数が著しく低迷し、施設の効果が運営費用に見 合わない。 ・周辺の施設が代替機能を有する。 以上のことから、令和7年度での廃止を予定している。					
84	雄和ふれあいプラザ	長寿福祉課	44.2	49.1	Ⅳ	2,259	38.3	▲ 5,199	59.9	17,488	1	0	3	1	0	4	廃止	廃止	廃止	-	-	-	廃止	-	-	廃止	-	-	建築年度:平成11(1999)年度 ・施設の老朽化が進んでいる。 ・施設の継続には改修や更新などの費用が大きな課題となる。 ・施設利用者数が著しく低迷し、施設の効果が運営費用に見 合わない。 ・周辺の施設が代替機能を有する。 以上のことから、令和7年度での廃止を予定している。					
85	食肉衛生検査所	食肉衛生検査所	40.3	35.3	Ⅳ	-	-	▲ 29,439	35.3	29,439	3	1	0	4	1	0	継続	継続	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	維持	維持	大規模改修	維持	建築年度:昭和54(1979)年度 と畜場の設置と連携し、中期で大規模改修の実施を検討 する。				
86	保健所	保健総務課	54.7	45.4	Ⅲ	-	-	▲ 19,426	45.4	19,426	-	-	-	5	0	0	継続	継続	維持	維持 大規模改修等	維持 大規模改修等	維持 大規模改修等	維持 大規模改修等	維持 大規模改修等	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成11(1999)年度 必要な修繕を行い施設を維持しつつ、長寿命化を図るため、 中期~長期で大規模改修の実施を検討する。				
87	岩見三内保育所	子ども育成課	55.2	50.7	I	24	43.7	▲ 73,428	57.7	122,290	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成19(2007)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 長期で利用者の推移を見ながら大規模改修の実施を検討 する。					
88	寺内保育所	子ども育成課	29.8	50.9	Ⅱ	91	61.5	▲ 146,669	40.4	180,941	1	1	2	-	-	-	改善	継続	更新 複合化 (転出型)	維持 複合化 (転出型)	-	更新	維持	維持	更新 移転	維持	維持	建築年度:昭和49(1974)年度 老朽化が進行し更新時期を迎えており、短期~中期に更新 または移転を図る。						
89	新波保育所	子ども育成課	49.96	50.4	Ⅱ	16	41.5	▲ 66,527	59.3	104,965	0	1	3	-	-	-	廃止	継続	利活用	利活用 廃止	利活用 廃止	集約(転出型) 利活用	廃止	廃止	廃止	廃止 集約(転出) 廃止	-	-	建築年度:平成7(1995)年度 休止中。 雄和地域3保育所(新波・雄和中央・川添)の雄和市民サー ビスセンター内への集約により廃止を予定している。 建物は解体を予定している。					
90	雄和中央保育所	子ども育成課	49.2	50.1	Ⅱ	15	41.3	▲ 67,782	59.0	118,215	1	1	2	-	-	-	廃止	継続	集約(転出型) 利活用	利活用 廃止	廃止	集約(転出型) 利活用	廃止	廃止	廃止	集約(転出) 廃止	-	-	建築年度:昭和61(1986)年度 令和8年度から休止予定 雄和地域3保育所(新波・雄和中央・川添)の雄和市民サー ビスセンター内への集約により廃止を予定している。 建物は解体を予定している。					
91	河辺保育所	子ども育成課	57.7	49.7	Ⅲ	109	66.2	▲ 177,389	33.2	147,023	-	-	-	1	2	2	継続	継続	維持	運営改善	運営改善	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成21(2009)年度 長期で大規模改修の実施を検討する。					

(注)大規模改修は、財政状況を踏まえ、時期を検討する。

施設 通し 番号	施設名	所管課	1次評価(定量的評価:公共施設管理室)							2次評価(定性的評価:施設所管課)						3次評価 公共施設管理室 方針(素案)					3次評価 施設所管課評価案			方針案								
			建物 偏差値	機能 偏差値	領域	機能評価 (参考)				面積あたり コスト (円/㎡)	建物評価			機能評価			建物評価	機能評価	方針			方針			説明等							
						供給		財務			継続	改善	廃止	継続	見直し	廃止			短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)		短期 (~R13) (2031)	中期 (R14~R18) (2032~2036)	長期 (R19~R28) (2037~2046)				
						利用者数等 (人)等	偏差値	収支 (千円)	偏差値																							
92	川添保育所	子ども育成課	29.8	48.1	IV	32	45.8	▲ 104,438	50.4	144,184	1	1	2	1	2	2	廃止	継続	集約(転出型) 利活用	利活用 廃止	廃止	集約(転出型) 利活用	廃止	廃止	集約(転出) 廃止	-	-	集約(転出) 廃止	-	-	建築年度:昭和54(1979)年度 雄和地域3保育所(新波・雄和中央・川添)の雄和市サービス内への集約により廃止を予定している。 建物は解体を予定している。	
93	中通児童館	子ども福祉課	60.7	54.3	I	11,053	49.1	▲ 5,691	59.5	22,532	-	-	-	-	-	-	継続	継続	集約・複合化	廃止	-	複合化(転出) 廃止	-	-	複合化(転出) 廃止	-	-	複合化(転出) 廃止	-	-	建築年度:平成23(2011)年度 令和12年度に秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設 校内に整備予定であり、整備後は廃止を予定している。	
94	八橋児童館	子ども福祉課	62.9	62.0	I	17,362	65.1	▲ 5,774	59.0	19,641	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成28(2016)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
95	広面児童館	子ども福祉課	64.9	58.1	I	20,610	73.3	▲ 8,148	42.8	24,468	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:令和3(2021)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
96	上北手児童館	子ども福祉課	62.1	50.3	I	11,189	49.5	▲ 6,942	51.0	24,913	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成26(2014)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
97	川尻児童センター	子ども福祉課	62.3	54.3	I	12,109	51.8	▲ 6,090	56.8	17,647	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修等	維持	大規模改修	維持	大規模改修	維持	大規模改修	維持	建築年度:平成19(2007)年度 「川尻地区コミュニティセンター」と複合化した施設。 必要な修繕を行い施設を維持する。 大規模改修の時期を検討する。
98	牛島児童センター	子ども福祉課	61.7	50.7	I	8,940	43.8	▲ 5,972	57.6	16,132	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成25(2013)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
99	外旭川児童センター	子ども福祉課	55.5	51.1	I	13,353	55.0	▲ 7,493	47.3	20,706	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	集約・複合化 維持	維持	維持	集約・複合化 維持	維持	維持	維持	維持	複合化 更新	維持	複合化 更新	建築年度:平成10(1998)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の 可否について検討する。
100	港北児童センター	子ども福祉課	51.6	59.1	I	18,202	67.2	▲ 6,947	51.0	22,048	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	維持	維持	複合化 更新	維持	複合化 更新	維持	建築年度:平成2(1990)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、中期で小学校内への複合化の 可否について検討する。
101	寺内児童センター	子ども福祉課	53.2	53.8	I	16,732	63.5	▲ 7,957	44.1	25,420	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持 廃止	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	複合化 更新	維持	建築年度:平成6(1994)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の 可否について検討する。
102	飯島児童センター	子ども福祉課	53.0	50.8	I	16,071	61.8	▲ 8,592	39.8	24,824	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	維持	維持	維持	複合化 更新	維持	建築年度:平成8(1996)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の 可否について検討する。
103	旭南児童館	子ども福祉課	61.5	53.0	I	11,721	50.8	▲ 6,325	55.2	20,833	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	維持	維持	維持	大規模改修	維持	建築年度:平成21(2009)年度 「旭南地区コミュニティセンター」と複合化した施設。 必要な修繕を行い施設を維持する。 大規模改修の時期を検討する。
104	勝平児童センター	子ども福祉課	63.4	53.6	I	12,455	52.7	▲ 6,428	54.5	17,383	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	維持	維持	維持	大規模改修	維持	建築年度:平成24(2012)年度 「勝平地区コミュニティセンター」と複合化した施設。 必要な修繕を行い施設を維持する。 大規模改修の時期を検討する。
105	日新児童館	子ども福祉課	49.0	50.9	II	14,574	58.0	▲ 8,014	43.8	31,119	0	0	4	-	-	-	改善	継続	更新	維持	維持	更新	維持	維持	更新	維持	維持	更新	維持	維持	建築年度:昭和59(1984)年度 短期で施設の更新を検討し、更新後は必要な修繕を行い施設 を維持する。	
106	泉児童センター	子ども福祉課	49.3	56.0	II	13,225	54.6	▲ 5,999	57.4	19,780	0	0	4	-	-	-	改善	見直し	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	維持	維持	維持	複合化 更新	維持	建築年度:昭和62(1987)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、中期で小学校内への複合化の 可否について検討する。	
107	土崎南児童センター	子ども福祉課	49.1	53.5	II	11,384	49.97	▲ 6,049	57.1	19,214	0	0	4	-	-	-	改善	継続	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	集約(受入) (R8)	複合化 更新	維持	維持	建築年度:平成1(1989)年度 令和8年度から「土崎小学校」の統合に伴い、「土崎児童館」 を集約する。 小学校統合後の児童数の見直し等を踏まえ、中期で小学校 内への複合化の可否について検討する。		
108	保戸野児童館	子ども福祉課	60.5	49.6	III	7,623	40.5	▲ 5,813	58.7	20,646	-	-	-	2	3	0	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成24(2012)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
109	金足西児童館	子ども福祉課	56.8	49.9	III	7,544	40.3	▲ 5,692	59.5	25,938	-	-	-	2	3	0	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	集約・複合化	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成15(2003)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
110	築山児童センター	子ども福祉課	55.8	41.2	III	7,933	41.2	▲ 8,406	41.1	17,118	-	-	-	2	3	0	継続	継続	集約・複合化 維持	集約・複合化 維持	-	複合化(転出) 廃止	-	-	複合化(転出) 廃止	-	-	複合化(転出) 廃止	-	-	建築年度:平成13(2001)年度 令和12年度に秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設 校内に整備予定であり、整備後は廃止を予定している。	
111	明徳児童センター	子ども福祉課	53.1	45.8	III	4,282	32.0	▲ 5,693	59.5	17,582	-	-	-	2	3	0	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	複合化 更新	維持	建築年度:平成5(1993)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の 可否について検討する。
112	東児童センター	子ども福祉課	54.0	45.0	III	11,575	50.5	▲ 8,622	39.6	26,748	-	-	-	2	3	0	継続	継続	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	維持	維持	維持	複合化 更新	維持	建築年度:平成8(1996)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の 可否について検討する。
113	下北手児童センター	子ども福祉課	55.6	44.4	III	4,109	31.6	▲ 6,040	57.2	14,903	-	-	-	2	3	0	-	-	廃止	-	-	廃止	-	-	廃止	-	-	廃止 (R6)	-	-	建築年度:平成12(2000)年度 令和6年度で廃止済、使用者との協議を進めながら、建物の 利活用や処分を検討する。	

(注)大規模改修は、財政状況を踏まえ、時期を検討する。

施設 通し 番号	施設名	所管課	1次評価(定量的評価:公共施設管理室)							2次評価(定性的評価:施設所管課)						3次評価					3次評価					方針案							
			建物 偏差値	機能 偏差値	領域	機能評価 (参考)				面積あたり コスト (円/㎡)	建物評価			機能評価			公共施設管理室 方針(素案)					施設所管課素案			方針			説明等					
						供給		財務			継続	改善	廃止	継続	見直し	廃止	建物評価	機能評価	方針			方針			方針								
						利用者数等 (人)等	偏差値	収支 (千円)	偏差値										短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)	短期 (~R13) (~2031)	中期 (R14~R18) (2032~2036)	長期 (R19~R28) (2037~2046)						
114	桜児童センター	子ども福祉課	56.6	45.1	Ⅲ	12,884	53.8	▲ 9,098	36.4	19,654	-	-	-	2	3	0	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成15(2003)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。
115	四ツ小屋児童センター	子ども福祉課	52.0	49.8	Ⅲ	7,884	41.1	▲ 5,855	58.4	18,413	-	-	-	2	3	0	継続	継続	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	集約・複合化	維持	維持	維持	維持	維持	複合化 更新	建築年度:平成3(1991)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の 可否について検討する。		
116	飯島南児童センター	子ども福祉課	52.4	48.9	Ⅲ	10,402	47.5	▲ 7,048	50.3	22,164	-	-	-	2	3	0	継続	継続	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	集約・複合化	維持	維持	維持	維持	維持	複合化 更新	建築年度:平成4(1992)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の 可否について検討する。		
117	高清水児童センター	子ども福祉課	52.6	45.0	Ⅲ	6,062	36.5	▲ 6,569	53.6	14,451	-	-	-	2	3	0	継続	継続	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	集約・複合化	維持	維持	維持	維持	維持	複合化 更新	建築年度:平成11(1999)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、長期で小学校内への複合化の 可否について検討する。		
118	御所野児童センター	子ども福祉課	62.3	32.1	Ⅲ	12,574	53.0	▲ 12,805	11.2	25,706	-	-	-	2	3	0	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成27(2015)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
119	雄和児童センター	子ども福祉課	44.2	46.6	Ⅳ	8,751	43.3	▲ 7,115	49.9	9,709	0	0	4	2	3	0	継続	継続	維持	集約・複合化 維持	集約・複合化 維持	維持	集約・複合化 維持	集約・複合化 維持	集約・複合化 維持	維持	維持	維持	維持	維持	複合化 維持	建築年度:昭和56(1981)年度 老朽化が進行しているため、必要な修繕を行い施設を維持し つつ、長期で周辺の公共施設との複合化の可否について検 討する。	
120	旭川児童館	子ども福祉課	48.5	49.7	Ⅳ	9,149	44.3	▲ 6,355	55.0	21,397	0	0	4	2	3	0	継続	継続	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	集約・複合化	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和60(1985)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 児童数の見直し等を踏まえ、中期で小学校内か「旭川地区コ ミュニティセンター」との複合化を検討する。	
121	仁井田児童館	子ども福祉課	28.7	49.5	Ⅳ	13,893	56.3	▲ 8,186	42.6	33,977	0	0	4	2	3	0	廃止	見直し	集約・複合化 更新	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和54(1979)年度 短期で建物の大規模改修を実施し、長寿命化を図る。	
122	大住児童館	子ども福祉課	46.9	49.4	Ⅳ	13,550	55.5	▲ 8,085	43.3	32,310	0	0	4	2	3	0	廃止	見直し	集約・複合化 更新	維持	維持	集約・複合化 更新	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和57(1982)年度 短期で小学校内への複合化が更新を検討する。	
123	土崎児童館	子ども福祉課	28.3	46.6	Ⅳ	6,061	36.5	▲ 6,114	56.7	17,698	0	0	4	2	3	0	廃止	見直し	廃止	-	-	廃止	-	-	-	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和55(1980)年度 令和7年度末で、小学校の閉校と合わせ「土崎南児童セン ター」と集約。 建物は処分を予定している。	
124	勤労者総合福祉センター (秋田テルサ)	産業企画課	43.3	50.2	Ⅱ	169,139	67.3	▲ 147,132	33.1	14,252	1	3	0	-	-	-	改善	継続	維持	民間活用 複合化 (受入型) 廃止	民間活用 複合化 (受入型) 廃止	維持	集約・複合化 (受入) 維持	集約・複合化 (受入) 廃止(民間活 用)	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成4(1992)年度 短期で同じ勤労者福祉施設である「西部体育館」との集約を 検討する。また、中期～長期に民間活用や「サンライフ秋田」 の機能を集約するなど、集約・複合化の可能性を検討する。	
125	職業訓練センター	産業企画課	46.3	50.7	Ⅱ	515	43.7	▲ 618	57.8	972	1	2	1	-	-	-	改善	継続	維持	集約・複合化 維持	集約・複合化	複合化(転出) 廃止(民間活 用) 維持	複合化(転出) 廃止(民間活 用) 維持	複合化(転出) 廃止(民間活 用)	集約・複合化 (転出) 譲渡(民間活 用)	-	-	-	-	-	維持	建築年度:昭和56(1981)年度 今後の施設の方向性について集約・複合化や譲渡の可能性 を検討する。	
126	勤労者体育センター (西部体育館)	産業企画課	48.5	51.0	Ⅱ	18,161	45.5	▲ 4,693	56.5	4,709	1	1	2	-	-	-	廃止	継続	維持	廃止 維持	廃止 維持	維持	集約・複合化 (転出) 廃止	廃止	集約(転出) 廃止	-	-	-	-	-	維持	建築年度:昭和61(1986)年度 利用人数の減少や施設の老朽化が進行しているため、指定 管理期間が満了となる令和10年度を目途に、同じ勤労者福 祉施設である「秋田テルサ」、「サンライフ秋田」への機能集 約を検討する。	
127	農山村地域活性化セン ター (さとびあ)	産業企画課	47.2	48.7	Ⅳ	12,407	45.3	▲ 35,213	52.0	12,720	2	2	0	1	3	1	改善	見直し	利用改善	利用改善 集約・複合化	利活用 維持	利用改善	利用改善	利活用	施設のあり方 検討	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成2(1990)年度 令和6年度に多目的ホール(体育館)の大規模改修を 実施し、長寿命化を図ったため、利用改善を実施しながら施設を 維持する。 一方で、教室棟は老朽化が著しく、今後も機能低下が想定さ れることから、新たなニーズに対応した機能に転換する可 能性を短期に検討する。	
128	中高年齢労働者福祉セン ター (サンライフ秋田)	産業企画課	48.8	48.6	Ⅳ	77,054	58.0	▲ 58,443	39.1	20,224	1	2	1	0	3	2	改善	見直し	コスト改善	維持 廃止	廃止	コスト改善	集約・複合化 (転出) 維持	集約・複合化 (転出) 廃止	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和58(1983)年度 短期で同じ勤労者福祉施設である「西部体育館」との集約を 検討する。また、中期～長期に「秋田テルサ」への機能集約 を検討する。	
129	園芸振興拠点施設	園芸振興セン ター	61.8	50.4	Ⅰ	528	43.7	▲ 4,985	57.1	1,029	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成26(2014)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
130	一つ森公園	公園課	51.0	51.6	Ⅰ	50,319	52.3	▲ 21,893	51.0	6,290	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成5(1993)年度 コミュニティ体育館。 施設の長寿命化を図るため、中期で大規模改修の実施を検 討する。	
131	秋操近隣公園 (泉語らいの家)	公園課	42.6	53.2	Ⅱ	7,645	48.1	▲ 1,383	58.3	3,981	2	2	0	-	-	-	継続	継続	維持	維持	譲渡 廃止	維持	維持	譲渡 廃止	維持	維持	維持	維持	維持	維持	譲渡 集約(転出)	建築年度:昭和58(1983)年度 必要な修繕を行い施設を維持するが、長期で譲渡や他施設 との集約に向けて検討する。	
132	雄物川河川緑地	公園課	47.9	51.3	Ⅱ	15,000	44.9	▲ 1,100	57.7	1,768	1	3	0	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成4(1992)年度 施設の長寿命化を図るため、中期で大規模改修の実施を検 討する。	

(注)大規模改修は、財政状況を踏まえ、時期を検討する。

施設 通し 番号	施設名	所管課	1次評価(定量的評価:公共施設管理室)								2次評価(定性的評価:施設所管課)						3次評価 公共施設管理室 方針(素案)					3次評価 施設所管課素案			方針案				
			建物 偏差値	機能 偏差値	領域	機能評価 (参考)				建物評価			機能評価			建物評価	機能評価	方針			方針			説明等					
						供給		財務		面積あたり コスト (円/㎡)	継続	改善	廃止	継続	見直し			廃止	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)		長期 (R19~R28)	短期 (~R13) (~2031)	中期 (R14~R18) (2032~2036)	長期 (R19~R28) (2037~2046)	
						利用者数等 (人)等	偏差値	収支 (千円)	偏差値																				
133	太平山リゾート公園 (ザ・ブーン)	公園課	53.5	41.1	Ⅲ	200,800	57.5	▲ 517,645	24.7	37,839	-	-	-	1	4	0	継続	見直し	大規模改修等 運営改善	運営改善	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	建築年度:平成3(1991)年度 レジャー施設として運営改善に努める。 必要な修繕を行い施設を維持する。 施設や設備の長寿命化を図るため、中期で大規模改修の実 施を検討する。	
134	秋田市太平山スキー場 (オーバス)	公園課	49.5	34.5	Ⅳ	31,880	48.4	▲ 115,531	20.6	71,312	0	4	0	1	3	1	継続	見直し	運営改善	運営改善	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	維持	建築年度:平成4(1992)年度 レジャー施設として運営改善に努める。 必要な修繕を行い施設を維持する。 施設や設備の長寿命化を図るため、中期で大規模改修の実 施を検討する。	
135	道路維持課(旧交通局)	道路維持課	44.0	65.0	Ⅱ	-	-	0	65.0	0	1	1	2	-	-	-	改善	継続	維持	維持	維持	集約(受入) (R6、R9)	維持	長寿命化修繕 (R21、22)	維持	維持	維持	建築年度:昭和56(1981)年度 道路維持管理業務を実施するため必要であり、八橋の管理 事務所を令和6年度に集約している。 必要な修繕を行い施設を維持する。	
136	川尻市営住宅	住宅政策課	56.1	51.4	Ⅰ	91.0%	52.7	10,090	50.1	△ 702	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和61(1986)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地 環境等を踏まえ、長期で中央地域内での集約・減戸等を検 討する。	
137	茨島市営住宅	住宅政策課	56.5	50.2	Ⅰ	95.8%	55.8	960	44.5	△ 566	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	更新	維持	維持	維持	建築年度:昭和58(1983)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地 環境等を踏まえ、長期で中央地域内での集約・減戸等を検 討する。	
138	新屋比内町市営住宅	住宅政策課	62.9	64.5	Ⅰ	97.7%	57.1	45,291	71.8	△ 1,905	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成20(2008)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
139	新屋日吉町市営住宅	住宅政策課	56.4	50.7	Ⅰ	94.1%	54.7	4,389	46.6	△ 1,127	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成1(1989)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地 環境等を踏まえ、将来的に西部地域内での集約・減戸等を 検討する。	
140	牛島市営住宅	住宅政策課	54.8	61.4	Ⅰ	81.9%	46.7	52,349	76.2	△ 2,272	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和59(1984)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
141	御所野元町市営住宅	住宅政策課	57.6	53.2	Ⅰ	96.8%	56.5	9,825	49.95	△ 1,924	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成3(1991)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
142	牛島清水町市営住宅	住宅政策課	61.4	56.6	Ⅰ	98.9%	57.9	18,547	55.3	△ 2,607	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成12(2000)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
143	四ツ谷市営住宅	住宅政策課	57.5	57.0	Ⅰ	74.6%	41.8	45,781	72.2	△ 1,605	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成3(1991)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地 環境等を踏まえ、将来的に北部地域内での集約・減戸等を 検討する。	
144	外旭川市営住宅	住宅政策課	57.3	53.9	Ⅰ	83.0%	47.4	26,865	60.5	△ 1,847	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	更新	維持	維持	維持	建築年度:昭和56(1981)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地 環境等を踏まえ、将来的に北部地域内での集約・減戸等を 検討する。	
145	新波市営住宅	住宅政策課	50.1	50.5	Ⅰ	100.0%	58.6	▲ 2,282	42.5	4,001	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成11(1999)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
146	高梨台市営住宅	住宅政策課	61.8	52.9	Ⅰ	98.3%	57.5	7,173	48.3	△ 2,144	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成27(2015)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
147	旭南市営住宅	住宅政策課	47.4	51.6	Ⅱ	88.7%	51.1	13,176	52.0	△ 862	3	1	0	-	-	-	継続	継続	維持	維持	更新	維持	維持	更新	維持	維持	更新 集約	建築年度:昭和45(1970)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地 環境等を踏まえ、長期で中央地域内での集約・減戸等も検 討する。	
148	横森市営住宅	住宅政策課	44.8	50.8	Ⅱ	91.0%	52.6	8,333	49.0	△ 1,436	3	1	0	-	-	-	継続	継続	維持	維持	更新	維持	維持	更新	維持	維持 更新 集約	更新 集約	建築年度:昭和48(1973)年度 市営住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変化、立地 環境等を踏まえ、「手形山市営住宅」の更新検討又は長期で の更新検討の際、東部地域内での集約・減戸等も検討する。	
149	松淵一般特定住宅	住宅政策課	47.1	50.8	Ⅱ	100.0%	58.6	▲ 1,273	43.1	3,634	3	1	0	-	-	-	継続	継続	更新 廃止	維持	維持	維持	維持	維持	更新	維持	維持	更新 集約	建築年度:平成6(1994)年度 特定公共賃貸住宅の老朽化、入居者の居住状況、需要の変 化、立地環境等を踏まえ、長期で施設更新が必要となる際、 他の地域を含め集約・減戸等も検討する。
150	糠塚市営住宅(公営)	住宅政策課	45.2	50.6	Ⅱ	100.0%	58.6	▲ 2,133	42.6	6,455	3	1	0	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	廃止	維持	維持	廃止	建築年度:平成4(1992)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。 長期で施設の更新の検討が必要となるが、土砂災害警戒区 域のため、現在の場所での更新は行わない。

施設 通し 番号	施設名	所管課	1次評価(定量的評価:公共施設管理室)								2次評価(定性的評価:施設所管課)						3次評価 公共施設管理室 方針(素案)					3次評価 施設所管課評価案			方針案				
			建物 偏差値	機能 偏差値	領域	機能評価 (参考)				建物評価			機能評価			方針			方針			方針			説明等				
						供給		財務		面積あたり コスト (円/㎡)	継続	改善	廃止	継続	見直し	廃止	建物評価	機能評価	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)	短期 (~R13)	中期 (R14~R18)	長期 (R19~R28)		短期 (~R13) (~2031)	中期 (R14~R18) (2032~2036)	長期 (R19~R28) (2037~2046)	
						利用者数等 (人)等	偏差値	収支 (千円)	偏差値																				
168	雄和図書館	雄和図書館	45.7	50.4	II	4,357	41.4	▲ 28,222	59.4	37,120	0	4	0	-	-	-	改善	継続	大規模改修等 複合化	維持	維持	大規模改修等 複合化	維持	維持	大規模改修	維持	維持	建築年度:昭和60(1985)年度 短期で「雄和市民サービスセンター」の大規模改修に合わせた改修を行う。改修後は石井露月資料室の有効活用や雄和統合保育所との相乗効果により、利用率向上を図る。	
169	将軍野高齢者学習センター	生涯学習室	44.7	49.2	IV	2,687	45.7	▲ 5,373	52.8	18,159	0	4	0	4	1	0	廃止	継続	維持 集約	集約 廃止	-	維持	集約 廃止	-	施設のあり方 検討	集約(転出)	-	建築年度:昭和63(1988)年度 施設更新が必要になる中期で「将軍野地区コミュニティセンター」との機能統合を検討する。	
170	秋田市消防庁舎	消防本部総務課	54.2	55.0	I	3,753	67.5	▲ 33,314	42.4	7,672	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和60(1985)年度 令和5年度大規模改修を行い、長寿命化を図っている。 今後は、必要な修繕を行い施設を維持する。	
171	城東消防署	消防本部総務課	31.7	50.8	II	3,223	63.5	▲ 36,285	38.2	28,291	3	1	0	-	-	-	改善	継続	大規模改修等 集約	維持	維持	大規模改修等 集約	維持	維持	集約(移転)	集約(移転)	維持	建築年度:昭和54(1979)年度 庁舎および訓練施設の老朽化が進行している。 本市の人口動向を踏まえつつ、消防力の適正な配置と、効率的で機動力のある消防サービスを提供するため、短期～中期に「広面出張所」との統合により新築移転を検討する。	
172	土崎消防署	消防本部総務課	61.1	47.3	III	3,188	63.2	▲ 41,191	31.3	10,657	-	-	-	5	0	0	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成24(2012)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
173	秋田南消防署	消防本部総務課	52.6	46.9	III	2,030	54.3	▲ 35,276	39.6	18,834	-	-	-	5	0	0	継続	継続	維持	大規模修繕等	維持	維持	大規模修繕等	維持	維持	大規模改修	維持	建築年度:平成3(1991)年度 庁舎および訓練施設の老朽化が進行している。 施設の長寿命化を図るため、中期で大規模改修の実施を検討する。	
174	新屋分署	消防本部総務課	53.7	49.4	III	1,650	51.3	▲ 29,723	47.4	38,470	-	-	-	5	0	0	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:昭和59(1984)年度 令和元年度に大規模改修を行い、長寿命化を図っている。 今後は必要な修繕を行い施設を維持する。	
175	河辺分署	消防本部総務課	61.3	46.1	III	598	43.2	▲ 28,618	49.0	32,743	-	-	-	5	0	0	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成27(2015)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
176	雄和分署	消防本部総務課	62.0	46.2	III	404	41.8	▲ 27,471	50.6	53,450	-	-	-	5	0	0	継続	継続	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	建築年度:平成28(2016)年度 必要な修繕を行い施設を維持する。	
177	勝平出張所	消防本部総務課	52.2	50.5	I	148	39.8	▲ 19,864	61.2	53,912	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	集約 大規模改修等	集約 大規模改修等	維持	集約 大規模改修等	集約 大規模改修等	維持	維持	集約 大規模改修	建築年度:平成2(1990)年度 施設の老朽化が進行している。 長期で、地域人口を考慮した適正配置による集約または単独での大規模改修を検討する。	
178	牛島出張所	消防本部総務課	51.2	51.0	I	264	40.7	▲ 19,764	61.4	36,283	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	集約 大規模改修等	集約 大規模改修等	維持	集約 大規模改修等	集約 大規模改修等	維持	維持	集約 大規模改修	建築年度:昭和58(1983)年度 施設の老朽化が進行している。 長期で、地域人口を考慮した適正配置による集約または単独での大規模改修を検討する。	
179	飯島出張所	消防本部総務課	50.8	50.2	I	193	40.1	▲ 20,519	60.3	17,452	-	-	-	-	-	-	継続	継続	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成7(1995)年度 長期で、施設の長寿命化を図るため、大規模改修を検討する。	
180	広面出張所	消防本部総務課	47.9	57.4	II	2,043	54.4	▲ 20,446	60.4	55,448	3	1	0	-	-	-	継続	継続	集約 大規模改修等 移転	維持	維持	集約 大規模改修等 移転	維持	維持	集約(移転)	集約(移転)	-	建築年度:昭和63(1988)年度 施設の老朽化が進行している。 本市の人口動向を踏まえつつ、消防力の適正な配置と、効率的で機動力のある消防サービスを提供するため、短期～中期に「城東消防署」との統合により新築移転を検討する。	
181	外旭川出張所	消防本部総務課	56.5	49.2	III	204	40.2	▲ 22,018	58.2	18,805	-	-	-	5	0	0	継続	継続	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修等	維持	維持	大規模改修	建築年度:平成11(1999)年度 長期で、施設の長寿命化を図るため、大規模改修を検討する。	

(以上 181施設)

第2期秋田市公共施設等総合管理計画の策定について

1 策定の経緯

「秋田市公共施設等総合管理計画」（平成29年3月策定）の計画期間満了（平成29年度～令和8年度）に伴い、次期計画（令和9年度～令和18年度）を策定しようとするもの

2 現行計画からの主な見直し内容

現行計画から課題を洗い出し、その解決策を検討するとともに、国の指針等に留意しながら、以下のデータの時点修正を実施し、次期計画に反映する。

- (1) 秋田市の概要
人口、財政状況
- (2) 公共施設等の現状
保有状況、維持管理・更新等費用の見通し
- (3) 施設類型別の現状と今後の方向性
施設保有量の見直し方針等

3 意見の聴取

- (1) 市民等の意見の把握
パブリックコメントを実施予定
- (2) 全庁的な意見調整
公共施設等最適化専門部会を通じて全庁的な意見の調整を図る。

4 今後のスケジュール（令和8年度）

4～7月	計画素案作成
8月	公共施設等最適化専門部会（計画素案に対する意見聴取等）
9月	市議会定例会（計画素案の説明）
10～11月	パブリックコメントの実施
12月	計画案作成（素案を修正）
1月	公共施設等最適化専門部会（計画案に対する意見聴取等）
3月	市議会定例会（計画案の説明）